



行政監査結果報告事項に対して講じた措置については、平成27年7月7日付教教教収第22号により小平市教育委員会委員長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年7月21日

小平市監査委員 舛 川 博 昭

小平市監査委員 浅 倉 成 樹

## 行政監査結果報告事項に対して講じた措置について（回答）

平成27年4月30日付平監発第5号で小平市監査委員より報告のあった行政監査結果報告事項に対して講じた措置及び今後の対応策については、下記のとおりとする。

### 記

#### 1 監査の対象

対象の準公金	所管部課
中学校給食費	教育部学務課
小川公民館・上水南公民館講座教材費 ※	教育部公民館

※中央公民館以下11館のうち2つの分館を抽出

#### 2 個別指摘事項

##### 小川公民館・上水南公民館講座教材費

###### 《指摘事項》

公民館マニュアルに規定されている教材費の精算や会計報告がされていない。  
公民館マニュアルに則り適正に処理されたい。なお、会計事務処理について補足されたい。

###### 【措置等】

今後は、支出内訳を明記した会計報告書を作成し領収書を添付するとともに、講座終了時には受講者へ説明し、署名をしていただき承認を得ることとしました。  
会計事務処理については、公民館マニュアルと公民館発行の領収書内訳の整合性を図ることとしました。